

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る低入札価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第2項の規定に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う場合における手続その他の必要な事務取扱に関する事項を定めるものとする。

(低入札価格調査委員会)

第2条 政令第167条の10の2第2項の規定に該当するか否かを審査するため、岐阜羽島衛生施設組合低入札価格調査委員会（以下「低入札価格調査委員会」という。）を設置する。

2 低入札価格調査委員会は、事務長を委員長とし、施設建設推進課以外の職員のうち係長以上の職の者で組織する。

3 委員長は、第7条の意見書の提出を受けたときは、低入札価格調査委員会を招集するものとする。

4 低入札価格調査委員会の会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 低入札価格調査委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の時は委員長の決するところによるものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

7 低入札価格調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(調査基準価格)

第3条 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の費用ごとに定める額の合計とする。

(1) 建設工事費 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の97%の額、共通仮設費の額の90%の額、直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額に現場管理費の額を加えた額の90%の額及び一般管理費の額の55%の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（ただし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内とする。）

(2) 建設工事費以外 予定価格算出の基礎となった人件費、物件費等の直接経費（以下「業務原価」という。）に10分の8を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額。（ただし、予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の7を乗じて得た額までの範囲内とし、業務原価等の経費の内訳が明確でないものにあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。）

(失格判断基準)

第4条 失格判断基準（調査基準価格を下回った場合で、契約の内容に適合した履行がなされないとの判断を行うための基準をいう。）は設けない。

(落札決定の保留)

第5条 政令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方式による総合評価点が最も高い者(以下「最高評価点者」という。)が行った入札の価格が調査基準価格を下回った場合は、当該最高評価点者に対し低入札価格調査の対象者(以下「低入札価格調査対象者」という。)である旨を通知し、低入札価格調査を行うものとする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 施設建設推進課長は、落札者の決定が保留されたときは、低入札価格調査対象者に対し、政令第167条の10の2第2項の規定に該当するか否かについて、次に掲げる事項について事情聴取及び調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事の実施場所付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事の実施場所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び資材購入先との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的な供給の見通し
- (9) 下請契約の予定者の名簿
- (10) 配置予定技術者
- (11) 過去に施工した公共性のある工事の名称、発注者及び工事成績
- (12) 経営状況
- (13) 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状態
- (14) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 施設建設推進課長は、運営・維持管理業務の場合にあつては、前項の規定に準じて事情聴取及び調査を行うほか、必要に応じて次に掲げる事項についても事情聴取及び調査を行うものとする。

- (1) 入札金額を決定するに至った積算の根拠
- (2) 仕様書の誤解又は積算落ちの有無
- (3) 設計金額とかい離している項目の考え方又は根拠
- (4) 材料調達に関すること。
- (5) 工法、特殊技術等業務履行管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 施設建設推進課長は、前2項に規定する事情聴取及び調査を行うため、低入札価格調査対象者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 別に定める総括低入札価格調査対象者提出書類一覧表に掲げる書類
- (2) 入札価格の積算内訳書

4 低入札価格調査対象者は、前項に規定する書類を、開札日から7日以内に提出するものとする。

5 施設建設推進課長は、事情聴取及び調査の結果を、低入札価格調査票（様式第1号）に記入するものとする。

6 低入札価格調査対象者は、当該入札後における職員の事情聴取に協力しなければならない。
（調査結果の提出）

第7条 施設建設推進課長は、前条の規定による調査終了後、直ちに意見書を低入札価格調査委員会に提出するものとする。

（落札候補者の決定）

第8条 低入札価格調査委員会は、調査の結果を踏まえ、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最高評価点者を落札候補者として決定する。

2 低入札価格調査委員会は、調査の結果を踏まえ、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認める場合は、落札者とししないものとする。

3 前項の規定により最高評価点者を落札者とししない場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最高評価点者に次いで最も高い得点者（以下「次順位者」という。）を落札候補者として決定する。

4 前項に規定する場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札の価格であったときには、当該次順位者につき前2条及び前3項の規定を準用する。

（落札候補者の報告）

第9条 前条の規定により落札候補者を決定したときは、その結果を岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会に報告するものとする。

（異議の申立て）

第10条 低入札価格調査対象者は、低入札価格調査の内容及びその結果について、異議を申し立てることはできない。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（要領の失効）

2 この要領は、本事業に係る請負契約の締結について議決した日限り、その効力を失う。